

下條村村民学習支援事業実施要綱

平成28年3月1日

要綱 第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村民自らが学ぶ機会を計画し、講師等を招聘する事業に対し、その講師等の費用について村が負担することとする。

(事業対象者)

第2条 事業を計画する責任者は、村の各種団体役員の名(公民館分館長、小中PTA会長、小中学校長、商工会長、文化協会長、体育協会長、常会長、老人クラブ会長等)とする。

(事業の計画・聴講者の募集)

第3条 事業を計画し、聴講者等を募集する場合は、計画する実施団体の構成員だけでなく、広く村民全体に呼びかけ、多くの聴講者を確保することに勤めなければならない。

(講師料等の限度額)

第4条 計画した事業の講師料等の限度額については、下記のとおりとする。

1. 計画した事業の参加人数及び限度額

15人から30人まで	5万円以下
31人から50人まで	10万円以下
50人から100人まで	30万円以下
100人以上	60万円以下

(計画書の提出及び事業の承認)

第5条 事業を計画する団体長は、実施計画書(様式1)を、事業実施計画日の1か月以上前に、教育委員会に提出し、事前審査を受け事業の承認を受けるものとする。

(実績報告書の提出及び講師料等の支払)

第6条 事業を完了したら、実績報告書(様式2)を提出し、事業実施上問題がなかった旨を確認し、教育委員会は速やかに、講師料等の支払いを行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。